

令和7年度

千葉県保育補助者雇上費貸付事業案内

【問い合わせ先・書類の提出先】

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

〒260-0844 千葉県中央区千葉寺町1208-2

千葉県ハーモニープラザ3階

TEL 043-209-8868 / FAX 043-312-2442

E-Mail hoiku@chiba-shakyo.jp

ホームページ <https://chiba-shakyo.jp/>



社会福祉
法人

千葉県社会福祉協議会

目 次

ページ

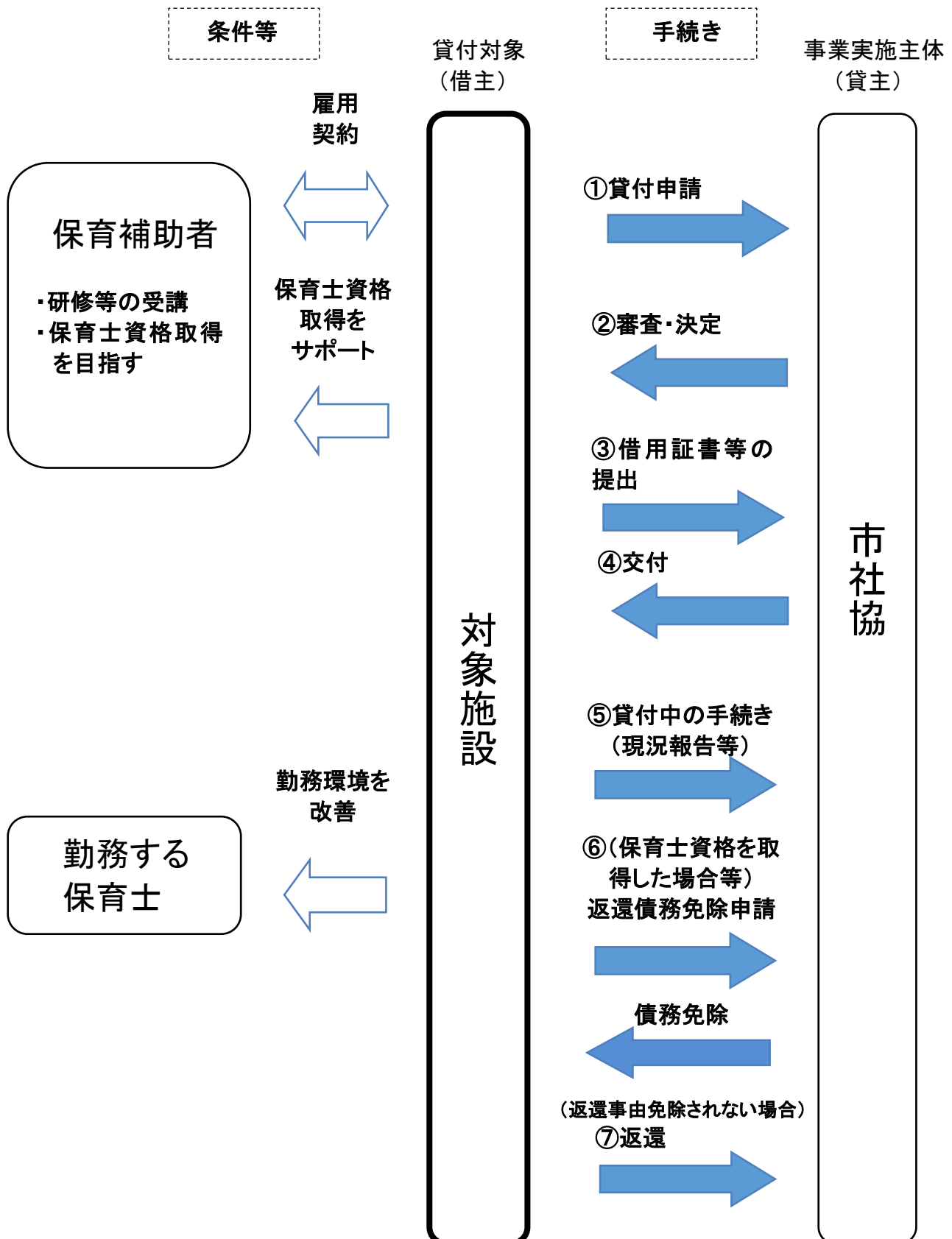
I 貸付事業の概要について.....	1
II 貸付手続きの流れ.....	3
① 貸付申請.....	4
② 貸付けの審査・決定	4
③ 借用証書の提出.....	4
④ 交付.....	5
⑤ 貸付中の手続き	6
⑥ 返還免除申請.....	7
⑦ 返還.....	8
[参考] 貸付期間の例.....	10
III 様式一覧.....	13

I 保育補助者雇上費貸付事業の概要について

目的	・保育士の負担軽減による保育士の離職防止を図ること及び保育士資格の新規取得者の増加により保育人材の確保を図ることを目的とし、保育補助者の雇上げに必要な費用の貸付を行う制度です。 ・保育補助者とは、当事業では、「保育士資格を持たず対象施設等に勤務する保育士の補助を行う方」のことを指します。
実施主体	社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下、「市社協」といいます。）
貸付対象者	貸付条件を満たす千葉市内の以下の施設又は事業所とします。 (1) 保育所(千葉市が運営する施設を除く。) (2) 幼保連携型認定こども園 (3) 小規模保育事業所 (4) 事業所内保育事業所 (5) 企業主導型保育事業を実施する者 以下、「対象施設等」といいます。
貸付条件	対象施設等のうち次のいずれも満たすことを条件とします。 1 次の(1)から(4)の全てを満たす対象施設等 (1) 週30時間以上勤務する保育補助者を(令和67年4月1日以降)新たに1名雇用し、当該保育補助者の保育士資格取得を目指していること (2) 保育補助者は保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等以上であると市長が認める者。 (3) 保育補助者を配置することにより、具体的にどのように保育士の勤務環境が改善されるか保育士勤務環境改善計画書を策定し、その計画書に基づき保育士の勤務環境改善を行うこと。 (4) 同一の保育補助者に対し同種の貸付けや補助を受けていないこと。 2 新たに保育補助者の雇上げを行わない場合であっても、特に保育士の業務負担軽減に資する取組みを行っている対象施設等であって、上記1(2)～(4)の要件を満たし、以下のいずれかの条件を満たす場合は、既に雇用している週 30 時間以上勤務する保育補助者 1 名についても対象とします。 (1) 既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の保育補助者を雇用する計画を提出している施設又は事業所。 (2) 貸付けを受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組む対象施設等であり、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。 (3) 貸付けを受けようとする施設又は事業所の保育士の平均勤続年数が11年以上であること
貸付限度額	対象施設等1箇所当たり、年額2, 953, 000円以内

貸付期間	対象となる保育補助者が当該対象施設等に勤務を開始した日から起算して、3年以内を限度とします。 貸付期間中に保育士資格を取得した場合、保育士登録を行った日の属する月の末日が貸付期間の終期となります。 ※勤務開始後に保育に関する40時間以上の実習を受ける場合、実習を開始した日が貸付対象になります。 ※ただし、保育士資格を取得した日が属する月の翌月から3か月以内に保育士登録されない場合は、貸付を終了します。 ※返還すべき事由が生じた場合は、事実が生じた日の属する月の末日が貸付期間の終期となります。
貸付金の使途	対象経費として、給料、諸手当、福利厚生費、社会保険料の事業主負担分、その他市社協会長が適当と認めるものを費用に充てることができます。
利子	無利子 ※ただし、正当な理由なく返還計画より遅れると延滞利子(別に定める額)がかかります。
申請手続き	遡りの申請はできません。新たに雇用する場合は、雇用日が属する月の翌月末までを申請期日とします。(※申請期日以降に申請をする場合、また、既に雇用している場合(上記の貸付条件2)は、申請した月からの支給対象となりますのでご注意ください。) (例)4月1日に雇用され、7月中に申請した場合 7月から翌年3月までの9か月分の貸付となります。
貸付金の交付	貸付決定後、雇上げ費用は、原則として年2回(5月、11月)に分け、指定の口座に振り込みます。ただし、初回の支給は、申請後約2か月程度を予定しています。
返還免除	雇上げた保育補助者が対象施設等で週30時間以上勤務しており、かつ、貸付を受ける期間中に保育士資格を取得したとき、または貸付終了後1年以内に保育士資格を取得することが見込まれるときには、雇上げ費用の返還の債務を免除します。
返還猶予	返還免除に該当するまでの間、災害等やむを得ない事由により、返還債務の履行ができないと認められるときには返還の履行を猶予します。
連帯保証人	連帯保証人が1名以上必要となります。連帯保証人は対象施設等の代表者としてください。
返還	返還免除の要件に該当しない場合は、貸付金の全額または一部が返還となります。返還の方法は、一括払いまたは貸付を受けた月数の2倍の期間までに月賦、半年賦、年賦の均等払いで、返還することとなります。 なお、返還期間内に貸付金が返還されない場合は、返還すべき額に対し、別に定める延滞利子を徴収します。

Ⅱ 貸付手続きの流れ



① 貸付申請

貸付を希望される対象施設等は次の書類を市社協に提出してください。

- 1 千葉県保育補助者雇上費貸付申込書(第1号様式)
※収入印紙(200 円)を貼付し、連帯保証人による消印が必要です。
- 2 当該施設の認可書の写し
(企業主導型保育事業を実施する者の場合は助成決定通知書の写し)
- 3 千葉県保育補助者雇上費貸付に係る保育士勤務環境改善計画書(第2号様式)
※保育士の勤務改善を行う項目の具体的な改善内容が分かる書類について、追加提出を求める場合があります。
- 4 保育補助者の雇用契約書又は採用証明書
- 5 保育補助者の子育て支援員研修修了証の写し等の保育に関する一定の研修を受講していることを証明する書類(6の書類を提出する場合は不要)
- 6 保育に関する40時間以上の実習を受けた者またはこれと同等以上の知識及び技能があると市長が認める者に該当する場合は、当該内容を証明する書類(5の書類を提出する場合は不要)
- 7 保育補助者の現住所の住民票
※個人番号(マイナンバー)、本籍の記載は不要。
発行後3か月以内で、申込書に記入した現住所のもの。
- 8 貸付対象者又は連帯保証人が法人である場合、当該法人の登記簿謄本
※発行後3か月以内のもの
- 9 貸付対象者又は連帯保証人が個人である場合、当該個人の現住所の住民票
※個人番号(マイナンバー)、本籍の記載は不要。
発行後3か月以内で、申込書に記入した現住所のもの。
- 10 個人情報の取り扱いについて

提出先 〒260-0844 千葉県千葉市中央区千葉寺町1208-2

千葉市ハーモニープラザ3階

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会 保育補助者雇上費貸付担当課



② 貸付の審査・決定

申請書類は市社協が審査し、貸付の可否及び貸付額等を決定します。

審査結果は、貸付承認(不承認)決定通知書(第3号様式)により、対象施設等に通知します。



以下は貸付決定の場合

③ 借用証書の提出

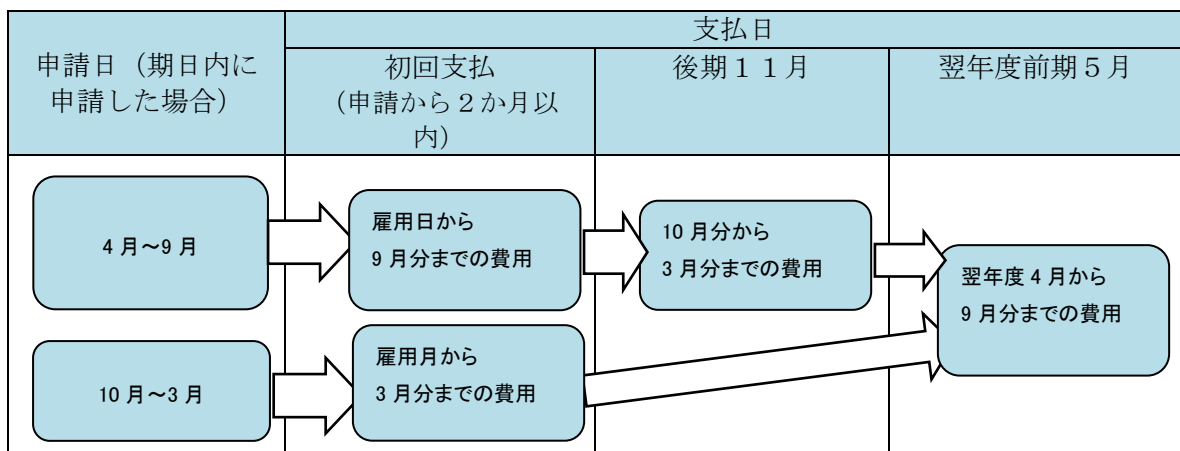
雇上費費用の貸付が決定となった対象施設等は、以下の必要書類を送付しますので、決定通知のあった日から起算して原則として14日以内に、次の書類を市社協に提出してください。

- 1 借用証書(第4号様式)
※収入印紙を貼付し、消印が必要になります。
※裏面に振込先の口座情報を記載及び通帳(口座情報が分かる部分)の写しを添付
- 2 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書

④ 交付

- 1 借用証書(第4号様式)に記載された口座に雇上費を送金(分割交付)します。初回の支払いは申請から2か月後を目安(※申請時期により2か月以上かかる事もあります。)とし、以降、前期(4～9月分)を5月・後期(10～3月分)を11月にそれぞれ交付します。
- 2 さかのぼっての申請はできません。新たに申請する場合は雇用日が属する月の翌月末までを申請期日とします。(※申請期日以降に申請をする場合、また、それ以前から既に雇用している場合は、申請した月からの支給対象となりますのでご注意ください。)

【申請日と支払いスケジュールのイメージ】



(例)

令和 7 年 6 月に雇用、7 月に申請した場合→令和 7 年 6 月～令和 7 年 9 月分を 9 月頃に交付

令和 7 年 5 月以前に雇用、7 月に申請した場合→令和 7 年 7 月～令和 7 年 9 月分を 9 月頃に交付

⑤貸付中の手続き

複数年にわたって貸付を受ける場合

貸付期間を延長しようとする場合は、各年において以下の提出が必要となります。

- 1 貸付期間延長申請書(第17号様式)
- 2 貸付業務従事届(第20号様式)
- 3 保育士勤務環境改善現況届(第19号様式)

※その他、市社協会長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

保育士勤務環境改善計画書(第2号様式)に基づく改善状況を、申請から1年経過後1か月以内に保育士勤務環境改善現況届(第19号様式)により報告していただきます。

※改善に向けた取組がなされていないと判断された場合、貸付終了(返還)となる場合があります。延長申請は毎年、市社協が定める日までに申請を行ってください。

変更手続

以下の変更が生じたときは、直ちに市社協に届出等を行い、手続を行ってください。

※必要な書類の提出や申請手続が行われない場合に、事実が判明した月以降の雇上げ費用の交付を中止又は保留することがあります。

・貸付内容等に変更があった場合

貸付の申請内容に変更が生じたとき	契約事項変更届	第14号様式
貸付を辞退するとき	停止・再開・辞退等届	第5号様式

・対象施設等に変更があった場合

・法人の住所、名称、連絡先等が変更となったとき ・法人の代表者が変更となったとき ・対象施設等の名称が変更となったとき	契約事項変更届	第14号様式
---	---------	--------

・保育補助者に変更があった場合

・保育補助者が保育士資格を取得したとき、保育士登録をしたとき	・資格取得(見込)を証明する書類 ・保育士証	—
・保育補助者が退職し、別の者を保育補助者として雇用したとき	・契約事項変更届 ・新たな保育補助者の雇用契約書又は採用証明書 ・新たな保育補助者の子育て支援員等の修了証書の写し ・新たな保育補助者の現住所の住民票	第14号様式

・保育補助者が休職したとき ・保育補助者が復職したとき ・保育補助者が退職したとき ・保育補助者が死亡したとき ・保育補助者が傷病等になったとき ・保育補助者が保育士資格取得を目指すなくなったとき ・その他保育補助者が雇上げ・貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったとき。	停止・再開・辞退等届	第5号様式
---	------------	-------

・連帯保証人に変更があった場合

保証人が変更となったとき	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書	第15号様式
保証人の住所、名称、連絡先等が変更となったとき	契約事項変更届	第14号様式

⑥返還債務免除申請

保育補助者が保育士資格を取得したとき

返還免除申請書(第12号様式)に保育士証の写しを添えて、返還免除の申請を行ってください。

※保育士登録を行った日の属する月の末日が貸付期間の終期となります。

※保育士資格を取得した日の属する月の翌月から3か月以内に保育士登録されない場合は、貸付期間を終了します。

※当該保育補助者が保育士資格を取得した場合に、保育士として登録された日を確認するため、雇上げ費用の交付を保留することがあります。

貸付終了後、1年以内に保育士資格を取得できることが見込まれるとき

当該対象施設等において勤務が継続している場合で、かつ、市社協会長が次のいずれかの場合と認めたときは返還免除とします。

- ① 1年以内に指定保育士養成施設を卒業できる見込みである場合
- ② 1年以内に保育士資格を取得可能な幼稚園教諭免許状を有する者における保育資格取得特例の対象講座を受講する場合
- ③ 保育士試験の筆記科目がほとんど免除となっている者で、1年以内の保育士試験の合格の可能性が極めて高い場合

保育補助者が業務上の事由により、業務を継続することができなくなったとき
返還免除申請書(第12号様式)に次の書類を添えて、返還免除の申請を行ってください。

※対象施設等で勤務している期間中に業務上の事由により死亡したとき

- ・死亡したことがわかる書類
- ・労働者災害補償保険法に基づき業務災害の認定を受けたことがわかる書類

※対象施設等で勤務している期間中に業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

- ・傷病等になったことがわかる書類
- ・労働者災害補償保険法に基づき業務災害の認定を受けたことがわかる書類

⑦返還

貸付期間中に返還免除が受けられなかった場合

貸付期間中に返還免除が受けられなかった場合、貸付期間終了後、雇上げ費用の返還を行っていただく必要があります。

貸付期間終了後、返還計画書(第9号様式)を提出するとともに、速やかに返還方法等を市社協に相談してください。

市社協から返還についてご連絡しますので、速やかに返還を行ってください。

【返還方法】

返還方法 ……月賦、半年賦、年賦の均等払いの方法によるものとする。ただし、貸付対象者がその全額の返還を希望するときは、直ちに返還可能。

返還期間 …… 貸付を受けた期間の2倍に相当する期間

※返還債務の履行を猶予した期間及び貸付を休止した期間を除きます。

(例) 1年間の貸付を受け、返還事由が生じた場合

生じた日の属する月の翌月から、2年以内に返還を行ってください。

その他、返還事由が生じたとき

返還事由が生じた場合、雇上げ費用の返還を行っていただく必要があります。速やかに返還計画書(第9号様式)を市社協に提出してください。

※返還の要件

借受人が次のいずれかに該当する場合、貸付金を返還していただきます。

ア 貸付契約が期間満了となったとき。

イ 貸付契約が解除されたとき。

ウ 保育補助者が引き続き当該施設において週30時間以上保育の補助等の業務に従事しなかったとき。

エ 貸付を受けた市内の保育所等において週30時間以上児童の保護等の業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。

オ 保育補助者が業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※その他、提出期限を定め書類を提出するよう通知したにもかかわらず、書類の提出がないときも、免除や猶予の要件が確認できないため貸付金を返還していただきます。

※返還の方法

(1) 返還手続き

①返還方法

借受人は市社協が指定する口座へ払い込みをお願いします。手数料は借受人負担となります。

②提出書類

「返還計画書」(第9号様式)を市社協へ提出してください。

②返還の始期及び返還期間

返還は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から開始となります(返還事由の申告が遅れた場合は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から申告があった時点までの返還必要額を一括で返還いただきます)。分割返還するときは、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間の範囲内に返還してください。

③分割返還の差額調整

分割返還を利用する場合の返還額は均等払いとします。なお、差額が発生する場合は、初回の返還額に加算若しくは減額することとします。

④払込期日

払込期日については支払月の25日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)とします。

⑤延滞利子

正当な理由がなく、返還計画に記載の期日より遅れると別に定める延滞利子を加算します。

(2) 返還計画の承認

市社協は、提出された申請書などの内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて通知します。

(3) 残高のお知らせ

返還期間中、返還状況と残高を文書で下記のとおり通知します。

通知先	時期
借受人	毎年2回(7月と1月)
連帯保証人	毎年1回(7月)

(4) 督促状

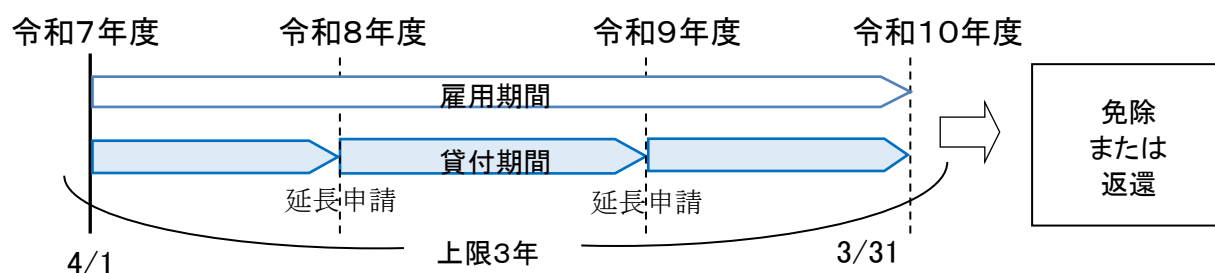
支払期日から一定期間過ぎても返還が確認できなかった場合は、借受人と連帯保証人へ督促状を発行します。

参考

貸付期間の例

令和7年4月1日から雇用開始

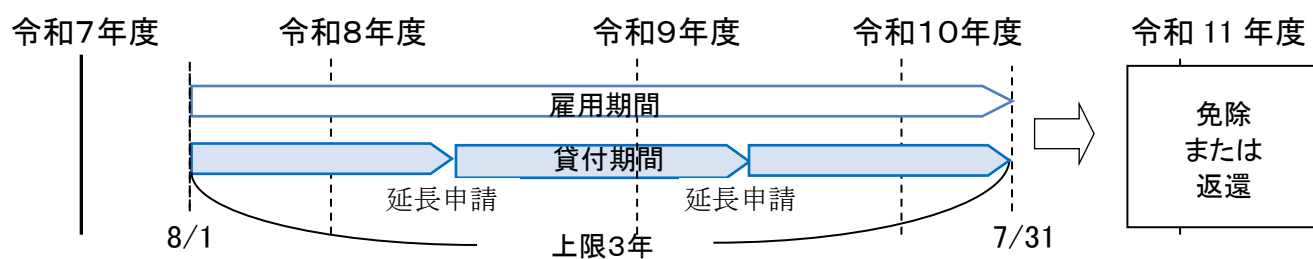
貸付期間(上限) 令和7年4月1日～令和10年3月31日



⇒ 貸付期間は保育補助者が勤務する期間で、勤務開始から起算して3年以内を限度とします。

令和7年8月1日から雇用開始

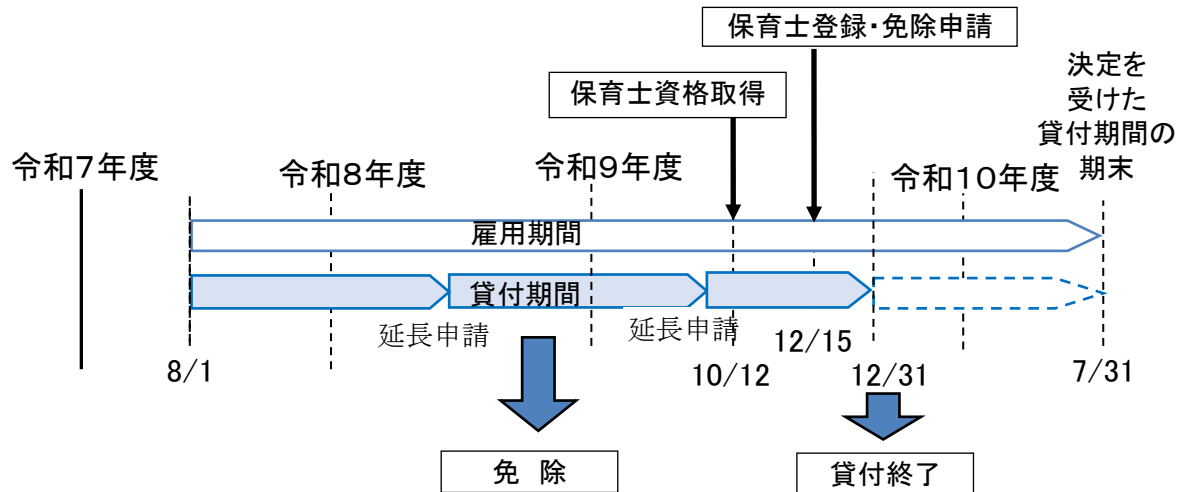
貸付期間(上限) 令和7年8月1日～令和10年7月31日



⇒ 貸付期間は保育補助者が勤務する期間で、起算日から3年以内を限度とします。

返還免除の事由が生じた場合

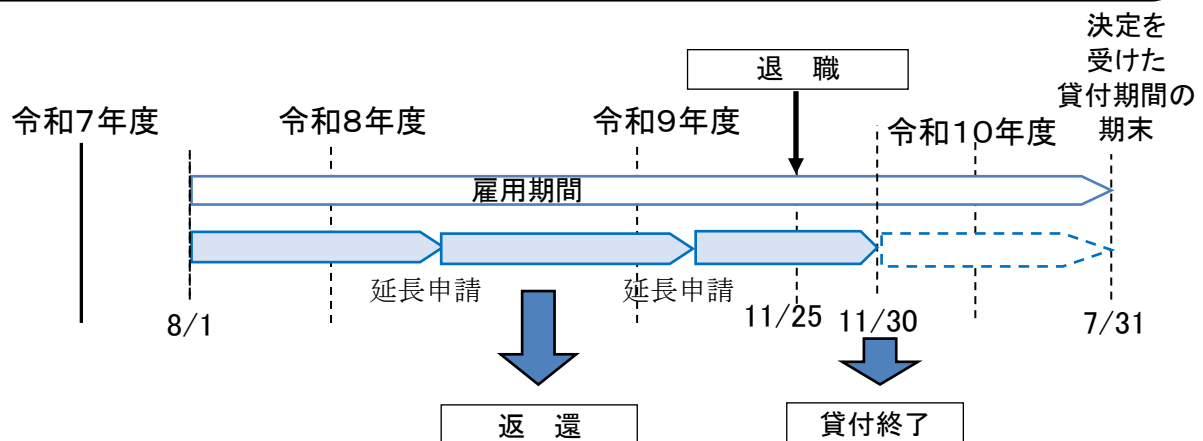
- ・令和7年8月1日から雇用開始
- ・貸付期間の途中で保育補助者が保育士資格を取得した。
- ・かつ、保育士登録を行った(保育士登録日は令和9年12月15日付)。



⇒ 保育士登録日の属する月の末日(令和9年12月31日)が貸付期間の終期となります。
貸付期間 令和7年8月1日～令和9年12月31日

返還すべき事由が生じた場合

- ・令和7年8月1日から雇用開始
- ・貸付期間の途中で保育補助者が退職した(令和9年11月25日付)。
- ・直ちに(1か月以内に)保育補助者を雇用しなかった。

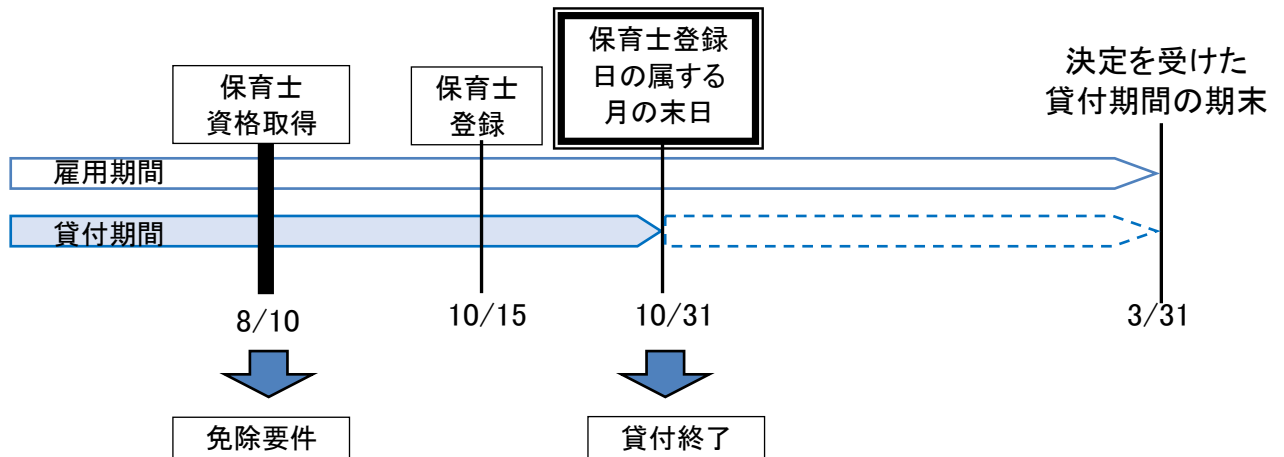


⇒ 退職月の末日が貸付期間の終期となります。(令和9年11月30日)
また、退職月の翌月から、速やかに貸付金を返還してください。
貸付期間 令和7年8月1日～令和9年11月30日

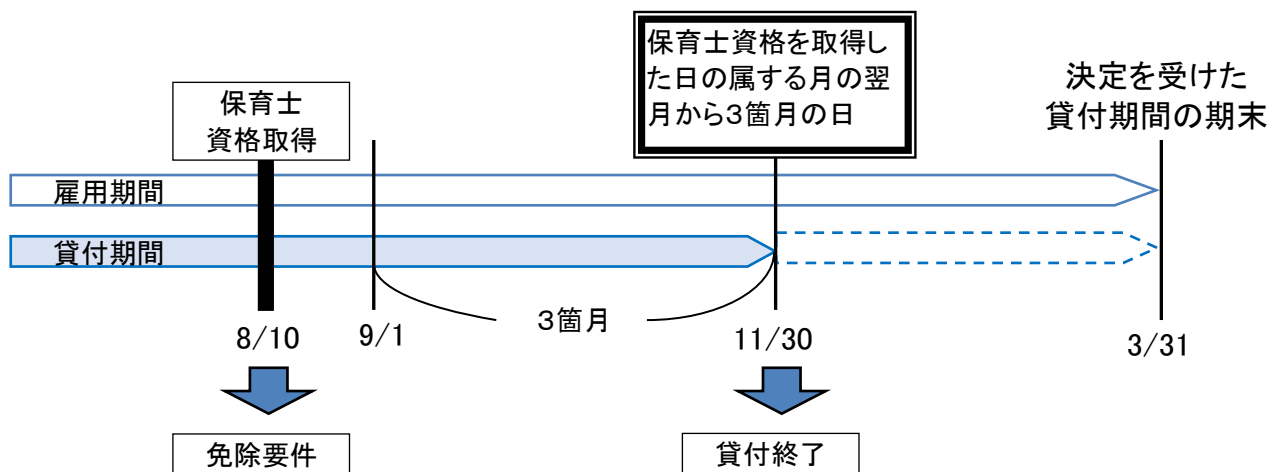
保育士資格を取得した場合の貸付期間の終期について

決定を受けた貸付期間の末日までに保育士登録を行った場合

→ 保育士登録日の属する月の末日が貸付期間の終期となります。



→ ただし、保育士登録が行われない場合は、保育士資格を取得した日の属する月の翌月から3か月の日をもって、貸付を終了とします。



➤ 保育士登録について

保育補助者が保育士資格を取得した場合は、速やかに返還免除に係る申請を行うとともに、保育士登録を行ってください。

また、保育士登録後、保育士証の交付があった場合は、直ちに市社協に届出を行ってください。

様式一覧

様式番号	様式名
第 1 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付申込書
第 2 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付に係る保育士勤務環境改善計画書
第 3 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付承認（不承認）決定通知書
第 4 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付借用証書
第 5 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付停止・再開・辞退等届
第 6 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付契約解除通知書
第 7 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付停止通知書
第 8 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付再開通知書
第 9 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付返還計画書
第 1 0 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付返還猶予申請書
第 1 1 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付返還猶予承認（不承認）通知書
第 1 2 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付返還免除申請書
第 1 3 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付返還免除承認（不承認）通知書
第 1 4 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付契約事項変更届
第 1 5 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付連帯保証人変更申請書兼連帯保証書
第 1 6 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付連帯保証人変更承認（不承認）通知書
第 1 7 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付期間延長申請書
第 1 8 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付期間延長承認（不承認）決定通知書
第 1 9 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付に係る保育士勤務環境改善現況届
第 2 0 号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付業務従事届